

# 同志国による輸出規制・制裁の成否

～ 輸出規制・制裁が効果を発揮するために ～

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
中野 雅之

- 本資料の内容は発表者個人の見解であり、発表者の所属先の見解ではありません。
- 本資料の無断の複製・転載等はお控えください。

# 本日の話の流れ

輸出管理は大きな転換期 世界は複雑 輸出規制への幻想/誤解

輸出規制・制裁の比較

(ココム規制、WA規制、同志国規制、国連制裁、同志国制裁)

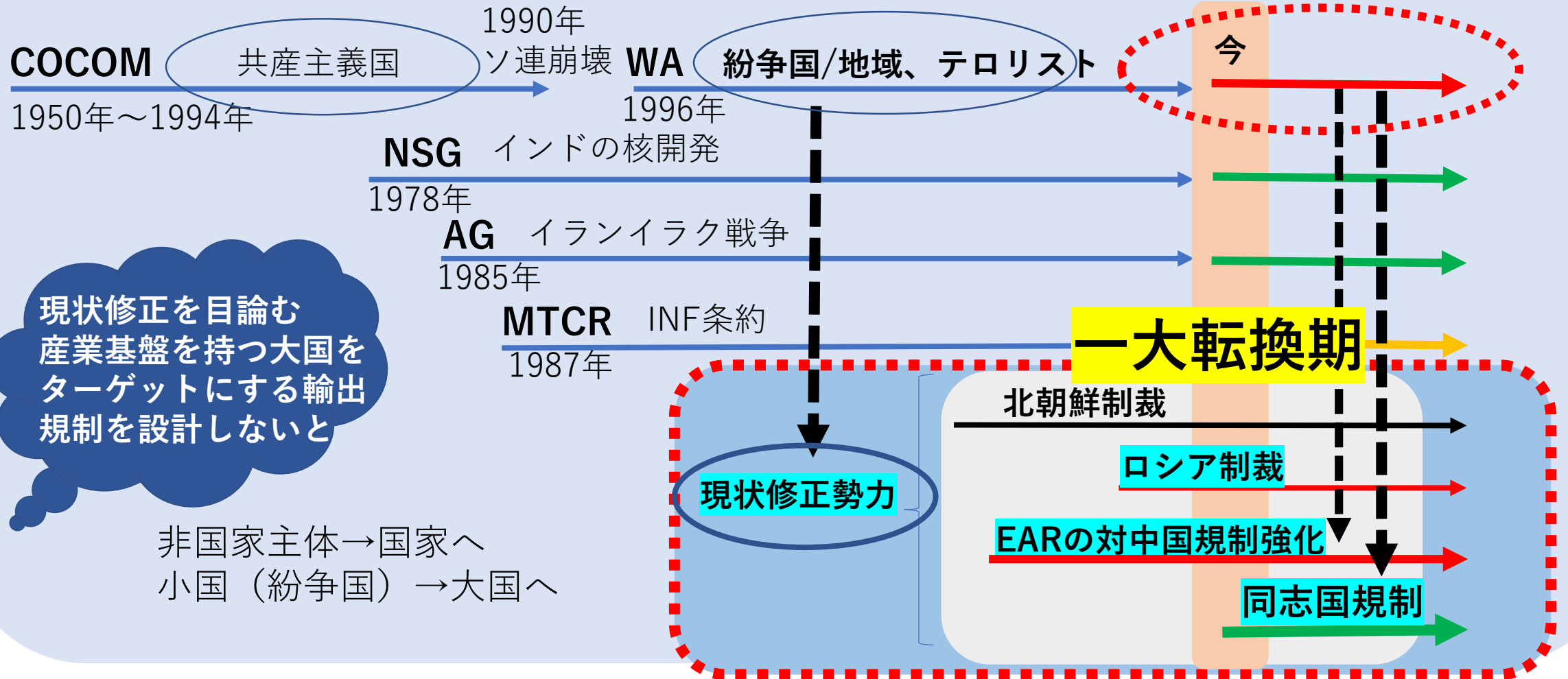
輸出規制・制裁が効果を出す条件

# 安全保障輸出規制の変化

< 規制対象相手明確型 >

< 不拡散型 >

< 不拡散型 + 規制対象明確型 >



# 世界は広い



無料学習プリント  
「すたぺンドリル」  
より

# 複雑な世界、共通の価値観を持つ同志国づくりの難しさ

**NATO**：アイスランド、アメリカ、イタリア、イギリス、オランダ、カナダ、デンマーク、ノルウェー、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、ギリシャ、トルコ、ドイツ、スペイン、チェコ、ハンガリー、ポーランド、エストニア、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、アルバニア、クロアチア、モンテネグロ、北マケドニア、フィンランド、スウェーデン

**G7**：米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、日本

**WA加盟国**：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国（42カ国）

茶文字国はWAに加盟しているもBRICSに加盟  
若しくはGECCに非加盟

**グローバル輸出管理連合** (Global Export Controls Coalition) (38カ国)

米、英、加、豪、NZ、EU (27カ国)、日本、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、韓国

**BRICS**：ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ、UAE、イラン、サウジアラビア、エジプト、エチオピア

**WA非加盟 主要国/地域**：中国、台湾、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、シンガポール、モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン、アフガニスタン、パキスタン、ブラジル、チリ、エチオピア、エジプト、サウジアラビア、UAE、イラン、イラク、イスラエル（東南アジア、中央アジア、中東、アフリカ、南米）

\_\_\_\_\_国はBRICS加盟要望国

**上海協力機構**：中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、インド、パキスタン、イラン、ベラルーシ

**旧ワルシャワ条約機構**：ソ連、ブルガリア、ルーマニア、東ドイツ、ハンガリー、ポーランド、チェコスロバキア、アルバニア、(モンゴル、北朝鮮)

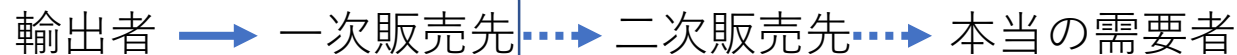
# 日経レポートから読み解く輸出規制の課題

「日本企業製の5軸の工作機械が中国のCAEPで使われている」

○ 規制対象品目を統一的な技術レベルで定めても…

- ・ 許可不許可に裁量権がある（日本はダメ、ドイツはOK）
- ・ 該非判定の考え方に違いがある（組み込んだCNCを判断する/しない）
- ・ それら不統一な運用を監視/止める機能がない
- ・ 転売防止策がない

○ 輸出した後の取引に規制を及ぼせることの困難さ（「輸出」規制の限界）



\* 輸出許可申請上は最終需要者を記入、輸入後に転売されたら分からない

○ 同志国間で脅威の共有ができていない

CAEP（中国工程物理研究院）が核兵器開発の重要な役割を果たしている（米国ではその懸念からEntity Listに掲載し輸出禁止にしている）にもかかわらず、日本では、「大量破壊兵器キャッチオール」規制というものがあるが、この規制を守るための一つの拠り所となる「外国ユーザーリスト」（懸念者リスト）にこのCAEPを不掲載



日経新聞レポート  
(綱嶋記者)

2023年11月16日 日経新聞

# FTレポートから読み解く輸出規制の課題



[FT] ロシア、中国で中古工作機械を調達 禁輸すり抜け  
2024年6月21日 日経新聞電子版より

C4ADSのアナリストで、工作機械に関する報告書の作成を率いたアレ  
ン・マガード氏は、ロシアの兵器生産者は「手に入れられるものを何でも  
も使い、生産能力を増強しようと躍起になっている」と語った。

ツガミ製の機械は様々な軍需工場で使用されていることが確認された。  
今年3月には、巡航ミサイル用の部品を生産しているアルタイ地方の工  
場で、ロシアのショイグ国防相（当時）がツガミ製とみられる機械の前  
に立つ姿が国営テレビ放送で映し出された。

「数十年前の古い工作機械がロシアに輸入されているようだ」とマガード氏は話す。「この状況は、中古品市場に  
おけるコンプライアンス（法令順守）の欠如を物語っている。メーカーはいったん販売された自社製品が最終的に  
どこへ行くか気にしていない」と指摘した。

20年以上も前から中国生産をしている非該当工作機械（中古）がUAE、中国からロシアに輸出されていた

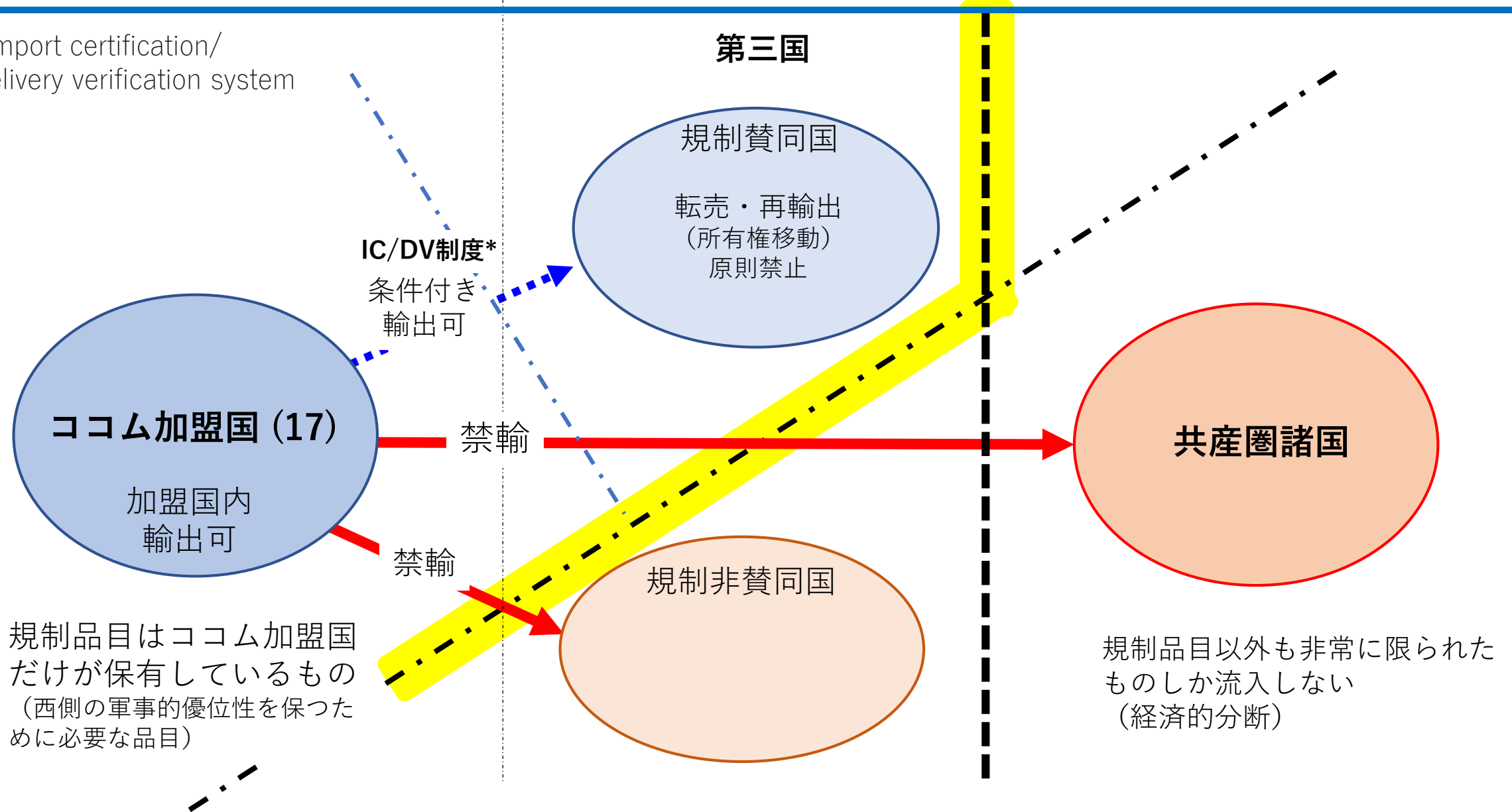


輸出規制（制裁）の限界を示す事例  
こういう事実をベースに輸出規制・制裁の制度設計をしないとイケない

メーカー批判  
は的外れ

# ココム規制

\*import certification/  
delivery verification system





# ココム規制が機能した主な理由

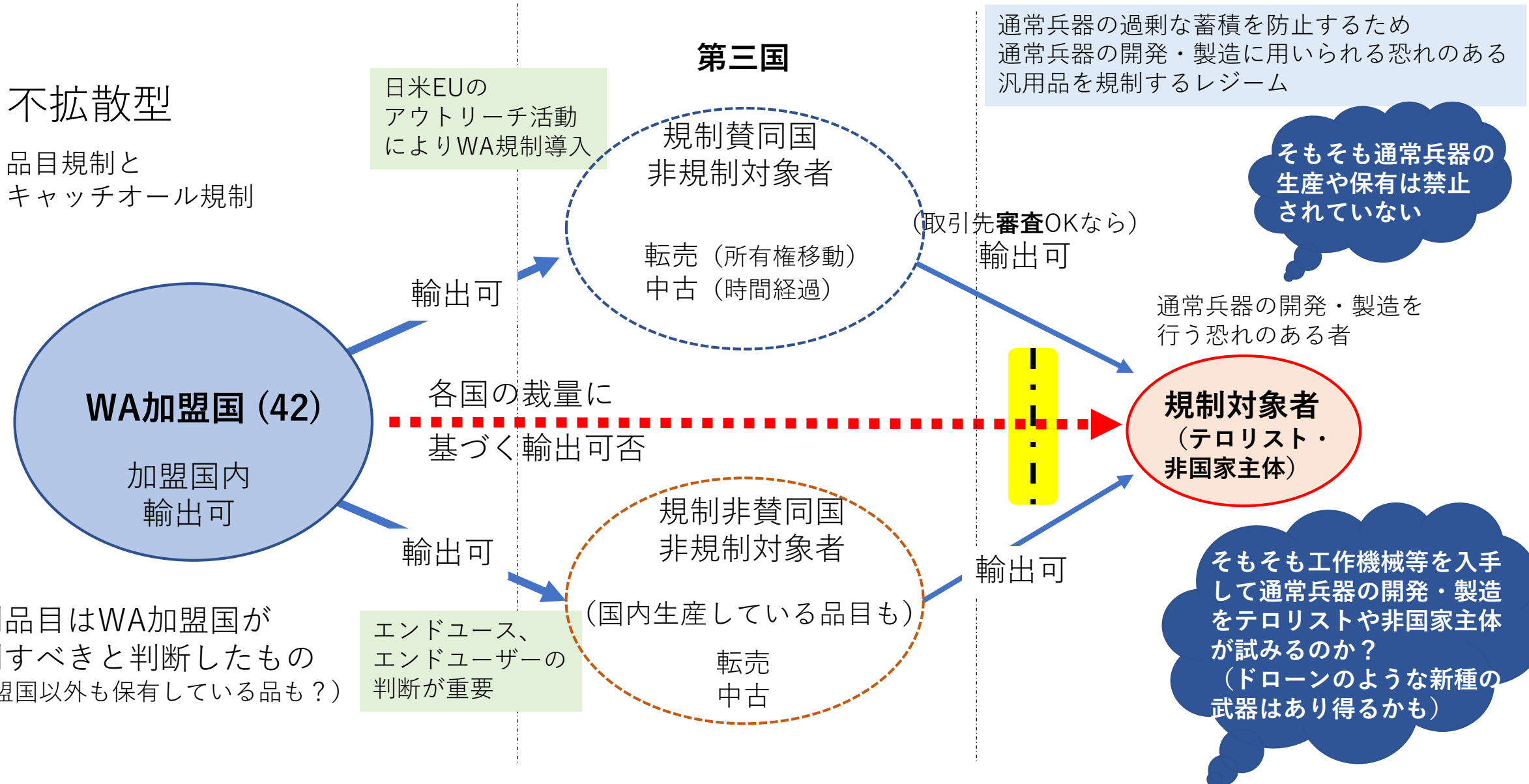
## ココム規制は典型的な同志国規制

- 明白なイデオロギー対立があった（誰が規制対象か明確だった）
- 経済自体が分断されていた（規制しても経済的な機会損失がそもそもない）
- 先端技術を保有する国が少なかった（17か国）
- 加盟国だけが保有している品目を規制した（規制品目が少なかった、明確だった）
- 迂回防止策があった
- 米国が強かった（決定権、拒否権、情報共有）

# WA規制

## 不拡散型

品目規制と  
キャッチオール規制



規制品目はWA加盟国が  
規制すべきと判断したもの  
(加盟国以外も保有している品も?)

そもそも工作機械等入手して通常兵器の開発・製造をテロリストや非国家主体が試みるのか？  
(ドローンのような新種の武器はあり得るかも)

# WA規制の主な課題

通常兵器の過剰な蓄積を防止するため  
通常兵器の開発製造に用いられる恐れのある  
汎用品を規制するレジーム

テロリスト/紛争国等における通常兵器の過剰な蓄積を防ぐという目的が  
現下の安全保障上の最大の懸案ではない

参加国に規制品目の解釈と輸出許可判断についての裁量権が認められている

国際レジーム（紳士協定）、高度な統制がなされていない  
ココム時代に米国に牛耳られていたことへのEU諸国の反発 → 「裁量権」を各国が持てることに  
→ LPF(Level Playing Field)が保たれない、規制の実効性がなくなる

規制対象品目決定（選別）の根拠・分析が不十分

規制の対象が網羅的、チェックポイント検討やFA(Foreign Availability)の検討が不十分 → 本当に通常兵器の開発/製造に用いられる品目を規制していない/できない → 新しい技術が製品化されると、ロビー活動等によって規制から除外（例：EUV露光装置（最先端）の登場で、DUV露光装置（先端）を規制から除外 → 実際には武器に用いられる多くの半導体はDUVレベルで製造されている）

参加国の不均一性、決定プロセスが長く形式的

（現在の）安全保障に対する価値観、保有技術レベルの異なる42か国が参加、一年サイクルの硬直的運営  
全会一致の意思決定 → なかなか合意が難しい、最近ではロシア起因で不成立

目的と達成のための  
検討と仕組みが曖昧

# 同志国規制（日米蘭半導体製造装置規制）

Foundational Technology  
(今まで規制されていなかった品目の規制)

露光装置と成膜装置  
(チョークポイント)



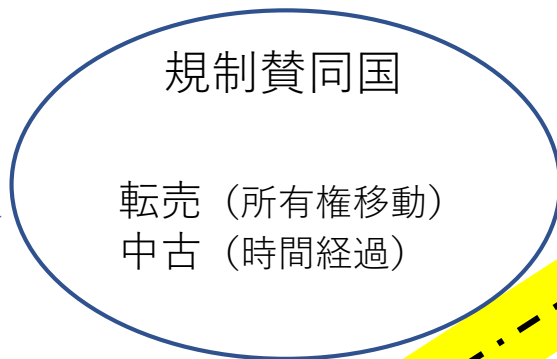
規制品目は規制実施同志国  
だけが保有しているもの  
(同志国の軍事的優位性・価値観  
を保つために必要な品目)

条件付き  
輸出可

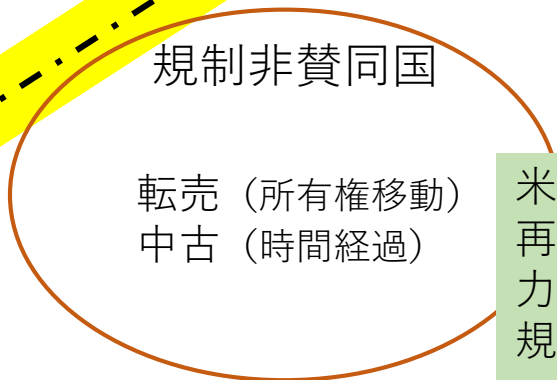
禁輸

事実上の  
禁輸

第三国



転売 (所有権移動)  
中古 (時間経過)



転売 (所有権移動)  
中古 (時間経過)

米国EARの  
再輸出規制は  
力づくでの  
規制実現手段

西側の価値観を脅かす  
恐れのある者



※米国は対中を明確に  
日蘭は全地域向け

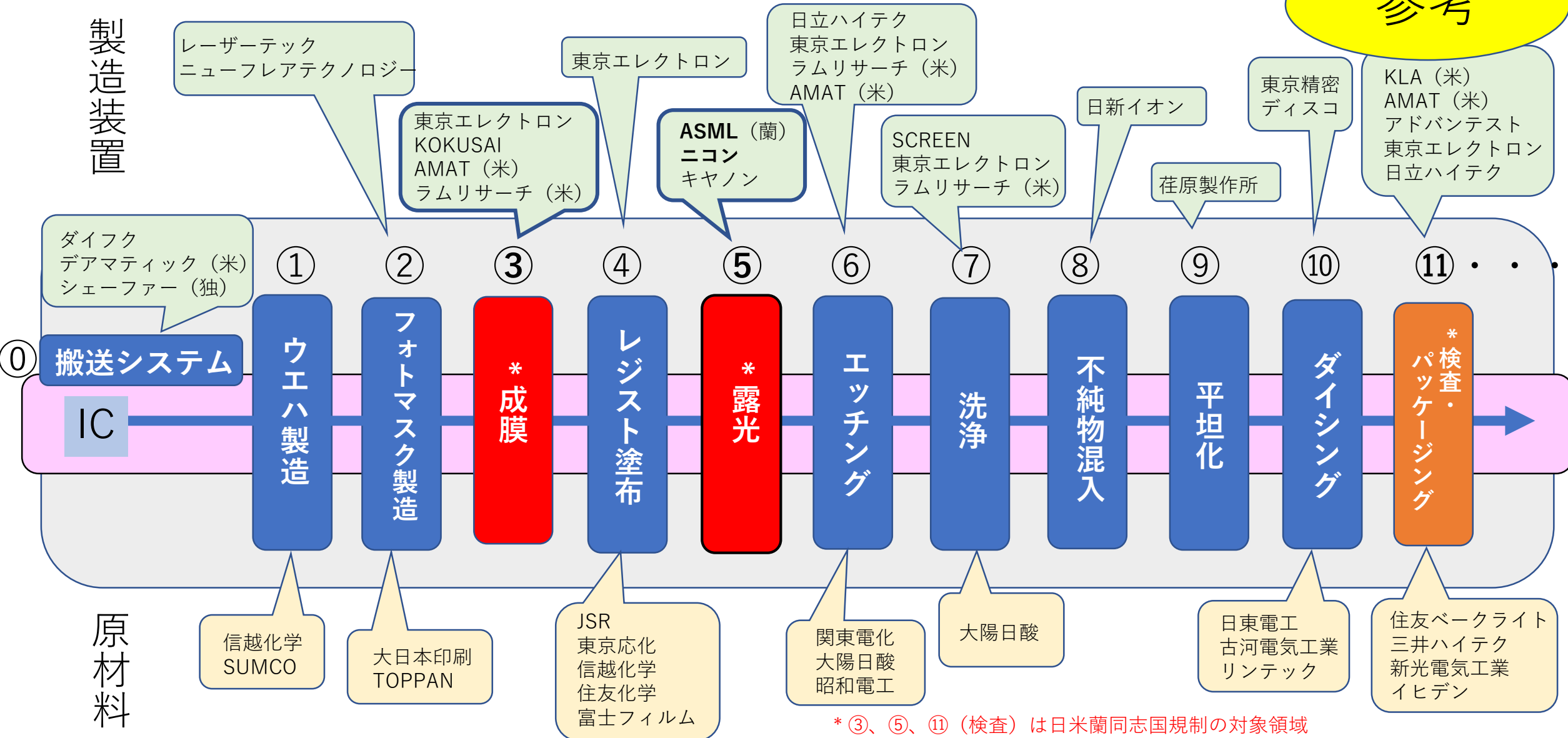
規制品目以外の多くの者が流入  
(経済的融合)

# 半導体集積回路製造プロセスと主な製造装置、原材料メーカー

参考

製造装置

原材料



# 同志国規制（ファンテック規制）の難しさ

これから規制しても効果が出ると確信できる品目  
規制に賛同する国以外がサプライ出来ない品目

真剣な検討と  
対応が必須

武器に使われる先端半導体の生産能力を落とすことが中国の軍事力増強の抑止につながる



最も多く武器に使われる半導体を製造する製造装置レベルはDUVライン



DUVレベルの半導体を生産するプロセスの内、規制実現しやすいチョークポイントは露光と成膜



日米蘭23品目規制にこぎつけた

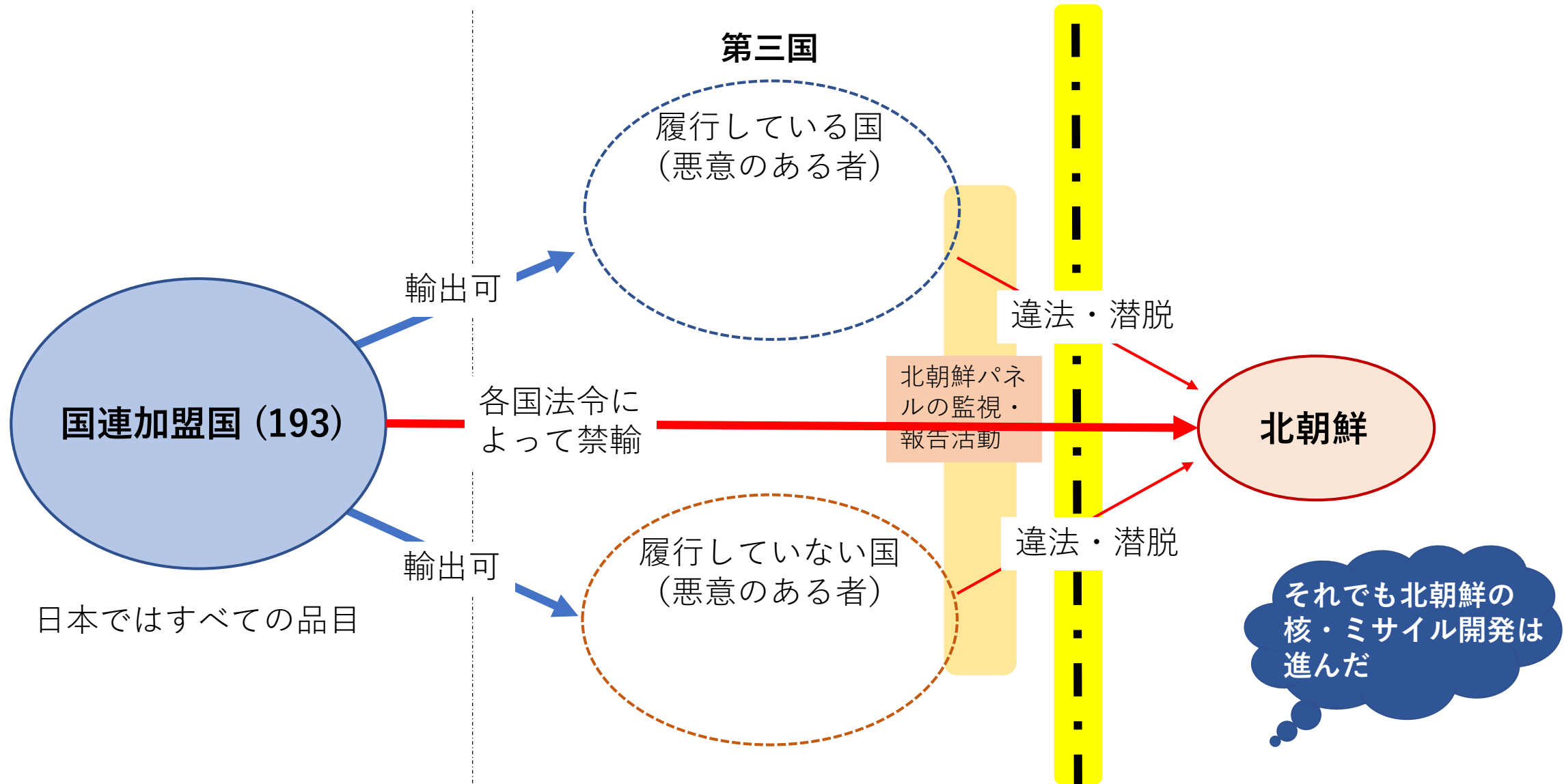
今まで自由に流通していた  
買いためされた  
保守などに関して契約に  
基づく履行義務がある

時間はかかるが効果は出る

今まで自由に取引  
されていたものへの  
規制がいかに難しい  
かを示す事例

保守（技術提供）の規制、日米蘭以外からの部品や中古品の規制も必要

# 国連北朝鮮制裁（安保理決議）



# 国連制裁は加盟国への法的拘束力あり

安全保障理事会決議は、法的拘束力を持っているとされているが[国際連合憲章](#)においては、安全保障理事会が決定した場合のみに法的拘束力をもつ（[国際連合憲章第25条](#)）

国際連合安全保障理事会決議は[国際連合憲章](#)第5章による。**法的拘束力を持つため国連加盟国は安保理決議に従う義務**がある。安保理決議のもとでは[武力行使](#)を伴う強制行動がとられることも許されうる。安全保障理事会決議は、15の理事国のうち9か国の賛成により決議されるが、[拒否権](#)を有する[常任理事国](#)の5大国のうちの1か国でも反対すると決議されない。

北朝鮮制裁は安保理決議 → 各国への法的拘束力あり

北朝鮮パネルによる監視・報告活動

悪意あるものを取り締まれる規制でなければ、  
労多くして・・・

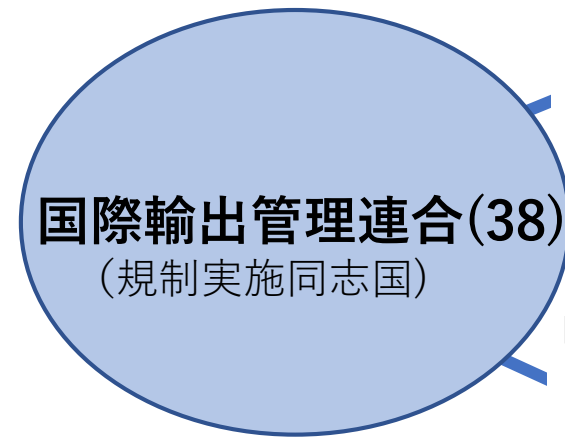
それでも北朝鮮のミサイル開発と核開発は進んだ



# ロシア制裁（国際輸出管理連合）

ロシア・ベラルーシに迂回している  
第三国にいる者を制裁対象  
にする措置で従わせる動き

High Priority Common Item



HPCIリスト  
条件付き  
輸出不可

禁輸

HPCIリスト  
条件付き  
輸出不可

規制品目はHSコード指定  
で幅広い品目  
規制実施同志国だけが保有して  
いるものに限らない

第三国

規制賛同国

転売（所有権移動）  
中古（時間経過）

潜脱（行為）

潜脱（行為）

規制非賛同国

そもそも生産している

米国EARの  
再輸出規制は  
力づくでの  
賛同取り付け手段

自国、自社の製品が  
ロシアの武器製造に  
使われていることへの  
倫理的問題意識は  
理解できる

ロシア・  
ベラルーシ

規制実施同志国のオリジナル  
輸出者がコントロールできる  
品目なのか??  
経済的機会損失なだけか?

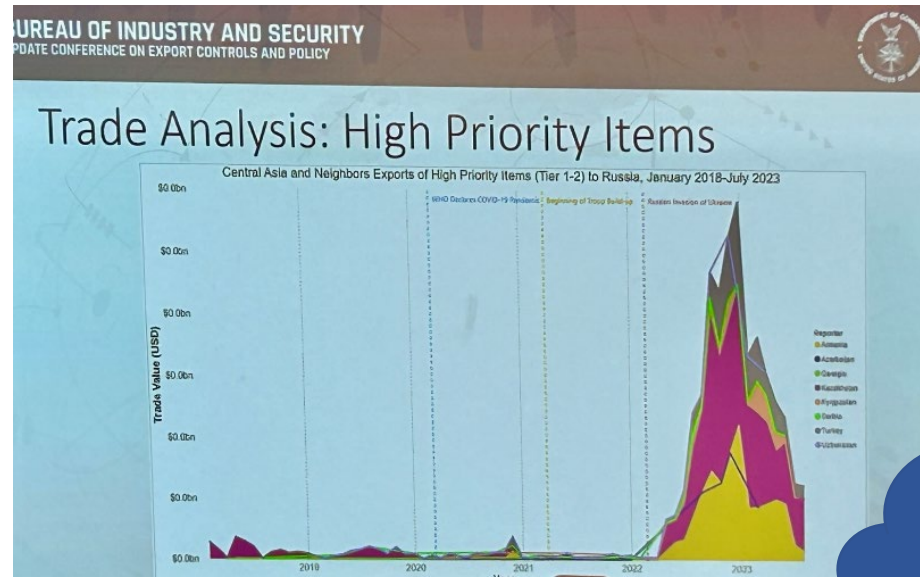
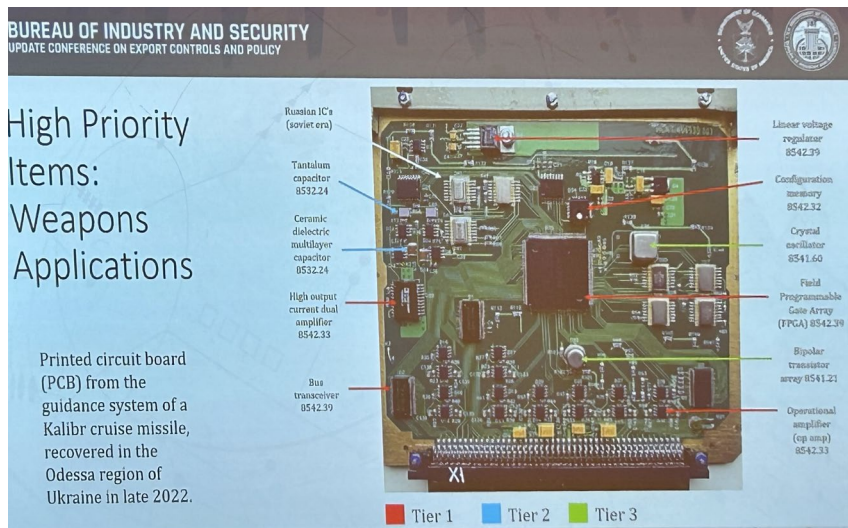
コストと時間をかけさせる  
品質を低下させるか可能性  
はある

# BIS "Office of Technology Evaluation" の緻密な調査・分析

参考

2024年3月のBISアップデート会議より

2019年から2023年の**中央アジア**近隣諸国からロシアへのT1~2品の輸出



- ウズベキスタン
- カザフスタン
- キルギス
- タジキスタン
- トルクメニスタン

+

分解分析と貿易統計とインテリジェンスを組み合わせた説得力のある要請

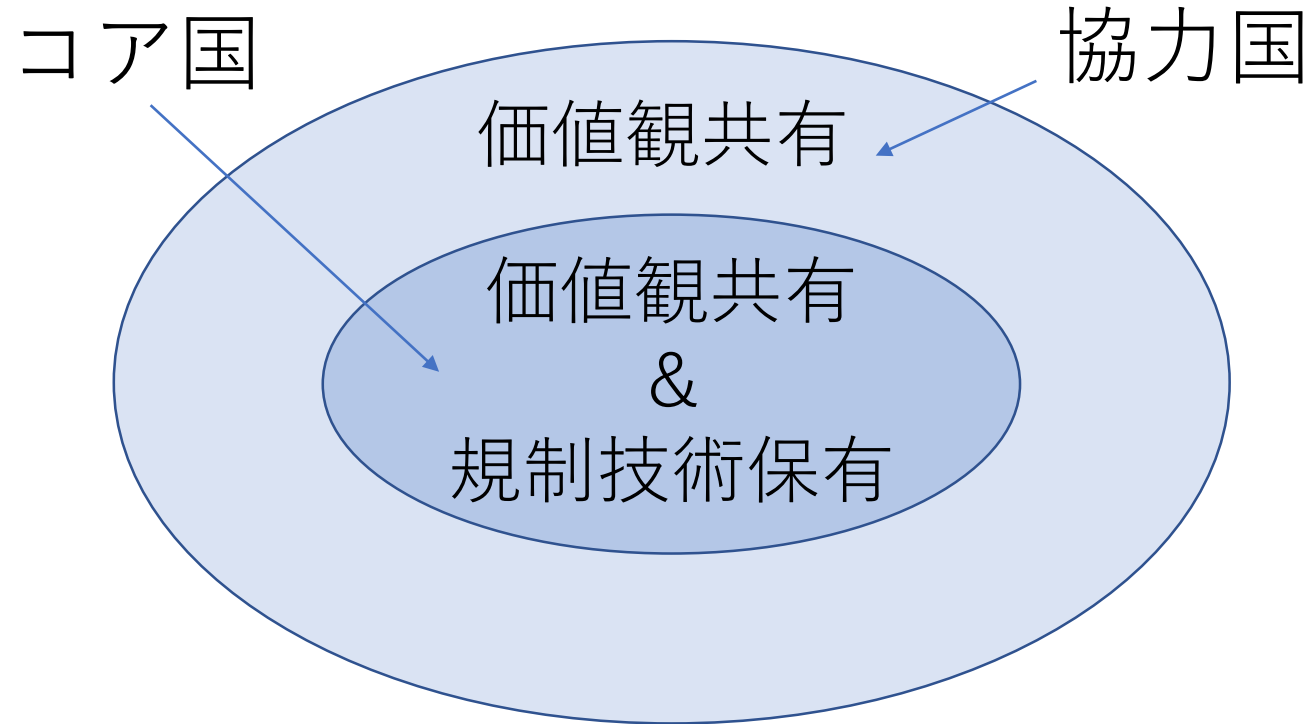
20社/600社対応  
(BISが行った異例の措置)

# 輸出規制を考える際のキーワード（産構審小委の中間報告より）

- ・ 不拡散型輸出管理の枠組みは、大きな転換点
- ・ 国家主体が安全保障上の関心として重要な位置を占める時代
- ・ 非先端のDU技術であっても、新しい戦い方の下で軍事的優位性をもたらし、戦局を大きく左右
- ・ 市中で容易に調達可能な電子部品であっても、無人航空機等に搭載され、軍事転用されるケースがあり、技術が持つ性能要件による管理の限界が顕在化
- ・ 軍事転用リスクの高い取引に厳に焦点を当てた安全保障貿易管理が必要
- ・ 国家間で認識を揃えることが困難になっていること等の理由から、規制対象とすべき品目を管理対象として追加するまでに時間がかかる
- ・ 同レジーム（WA）において具体的な輸出審査が基本的に各国の裁量に委ねられているがゆえ、輸出管理に潜在的な抜け穴が生じる
- ・ 新興技術に関し、国際輸出管理レジーム非参加国が技術力を向上させてきている中、国際輸出管理レジーム参加国のみで輸出管理を行っても輸出管理措置の実効性は十分でなく、レベルプレイングフィールドの観点からも課題
- ・ 機微技術保有国がWA外にいることにより、安全保障貿易管理の実効性・公平性が問われている
- ・ 同盟国・同志国との連携を通じて、国際的な協調に基づく安全保障貿易管理の実効性と公平性を担保

# 新たな輸出規制を行う際の検討事項（1）

## 価値観の共有と規制技術の保有



### 価値観の共有

規制の目的に真に賛同する国が集まる  
ことが重要

技術は保有していなくても迂回輸出防止  
に賛同する国を多く作ることが重要  
(賛同しない国へは輸出しない仕組み)

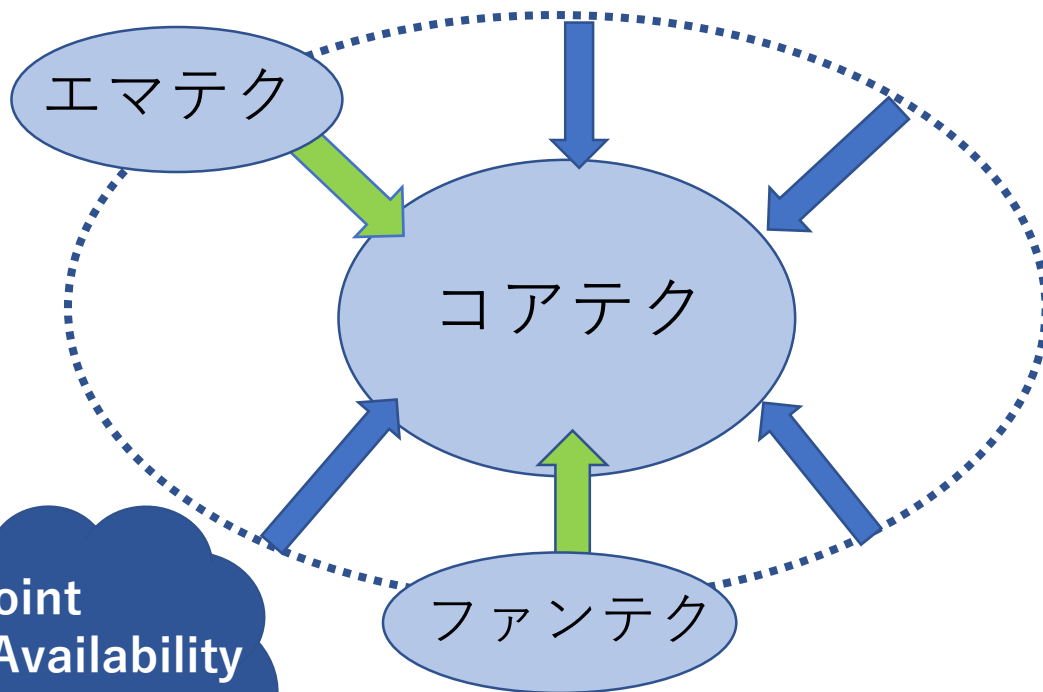
コア国と協力国は  
敢えて分けた方が  
合理的では？

### 規制技術の保有

規制したい技術を保有している  
すべての国の協力が必要  
規制すべきと合意している国だけが  
保有している技術でなければ効果が  
出せない

# 新たな輸出規制を行う際の検討事項（2）

軍事技術  
(将来展開可能性の考え方)



防衛産業基盤  
(サプライチェーンの考え方)

- Choke Point
  - Foreign Availability
  - Controllability
  - Traceability
- が大事！

## 規制対象品目の絞り込み

新兵器・新戦略に使われる可能性のある重要技術だけ規制する

防衛産業基盤サプライチェーンを分析し、その「チョークポイント」となる品目だけ規制する

FA調査を徹底し、規制対象国での製造、規制対象国での第三国からの入手が可能になっているものは除外する  
(FA : Foreign Availability)

不特定多数の者が特別な条件なしで入手できるもの (Commodity) を規制から除外する

**“Small Yard High Fence”**

# 輸出規制・制裁が効果を出す条件

規制目的：明確であること

- 品目選定：①規制したいと同意する国々しか保有していない品目であること  
②規制したいと同意する国々の経済に最小限の機会損失であって、最大限の規制効果を上げる品目であること  
③規制閾値を明確にできる品目であること

米国EARの  
再輸出規制は強硬手段  
(必要悪か?)

- 運用：①規制品目の規制閾値（規制値・解釈）が同じであること  
②規制対象国、それ以外の第三国へ輸出する場合の許可判断基準が統一的であること  
（許可/不許可の情報が規制したいと同意する国々に共有されること）  
③第三国に輸出した規制品目を規制対象国に流出させない仕組みがあること  
（第三国の理解・協力が得られること）

逆説的に言うと、規制の目的を達成するために必須で、実現可能な品目に絞り込まないと、なかなか合意に至らないし、運用も難しくなり、結果として効果が出ない

# 中長期的な検討課題（産構審小委の報告書より）

**東西冷戦終結から続く不拡散型輸出管理の枠組みは大きな転換点を迎えている。我が国を取り巻く安全保障環境は戦後最も厳しく複雑となっている中、我が国の安全保障貿易管理を新たな環境に適合したものとすることは喫緊の課題**

外為法を含む貿易管理手法のみでは法的対応に限界があることから、対内投資管理、研究セキュリティ、不正競争防止法といった規制・制度による対応のみならず、アウトリーチ・支援策なども含めた、多様な施策を統合したアプローチを講じることも重要である。刻々と変化する国際的な安全保障環境や急速な技術革新に即した新たな貿易管理のあり方を検討すべきである。

**従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、必要に応じた抜本的な見直しを検討すべき**

**産業基盤を有する国家主体を念頭に置き、  
実効性と公平性を担保する制度設計が必要**

**期待大**

# 同志国による輸出規制・制裁の成否

～ 輸出規制・制裁が効果を発揮するために ～

ご清聴ありがとうございました

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
中野 雅之

- 本資料の内容は発表者個人の見解であり、発表者の所属先の見解ではありません。
- 本資料の無断の複製・転載等はお控えください。